



簡易耐震改修工事費補助

1. 簡易改修工事費補助について

この制度では、耐震診断評点 1.0（安全）ではなく、評点 0.7（やや危険）を目標とした工事費用を抑えた簡易耐震改修工事にかかる経費に対し、補助金を交付します。

（評点 0.7 の確保により、大地震に対し瞬時に倒壊しない程度の耐震性が得られます。）

2. 補助金の対象について

① 対象となる経費（別表第5関係）

- 補助対象となる住宅の所有者が実施する耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費（総額が 50 万円以上のものに限る。）

② 対象者（別表第5関係）

次の要件をすべて満たす兵庫県民（個人）

- 市内に所在する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗部分の床面積が延べ面積の 1/2 未満）を含む。）のうち、次のいずれかに該当する住宅を所有する方
 - 耐震診断の結果、上部構造評点が 0.7 未満又は $Is0.3$ 未満のもの
 - 平成 12～14 年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成 17 年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、評点が 0.7 未満のもの
- 所有者の所得が 1,200 万円以下（給与収入のみの場合、給与収入が 1,395 万円以下）
- 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅の所有者

③ 対象となる住宅（第4条関係）

次のいずれにも該当しない住宅

- 建築基準法第9条に規定する措置が命じられている住宅
- 建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法第 38 条の規定に基づく認定工法により建築された住宅

④ その他の要件（別表第5関係）

- 工事は、住宅改修業者登録制度又は事業者グループに登録し、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。

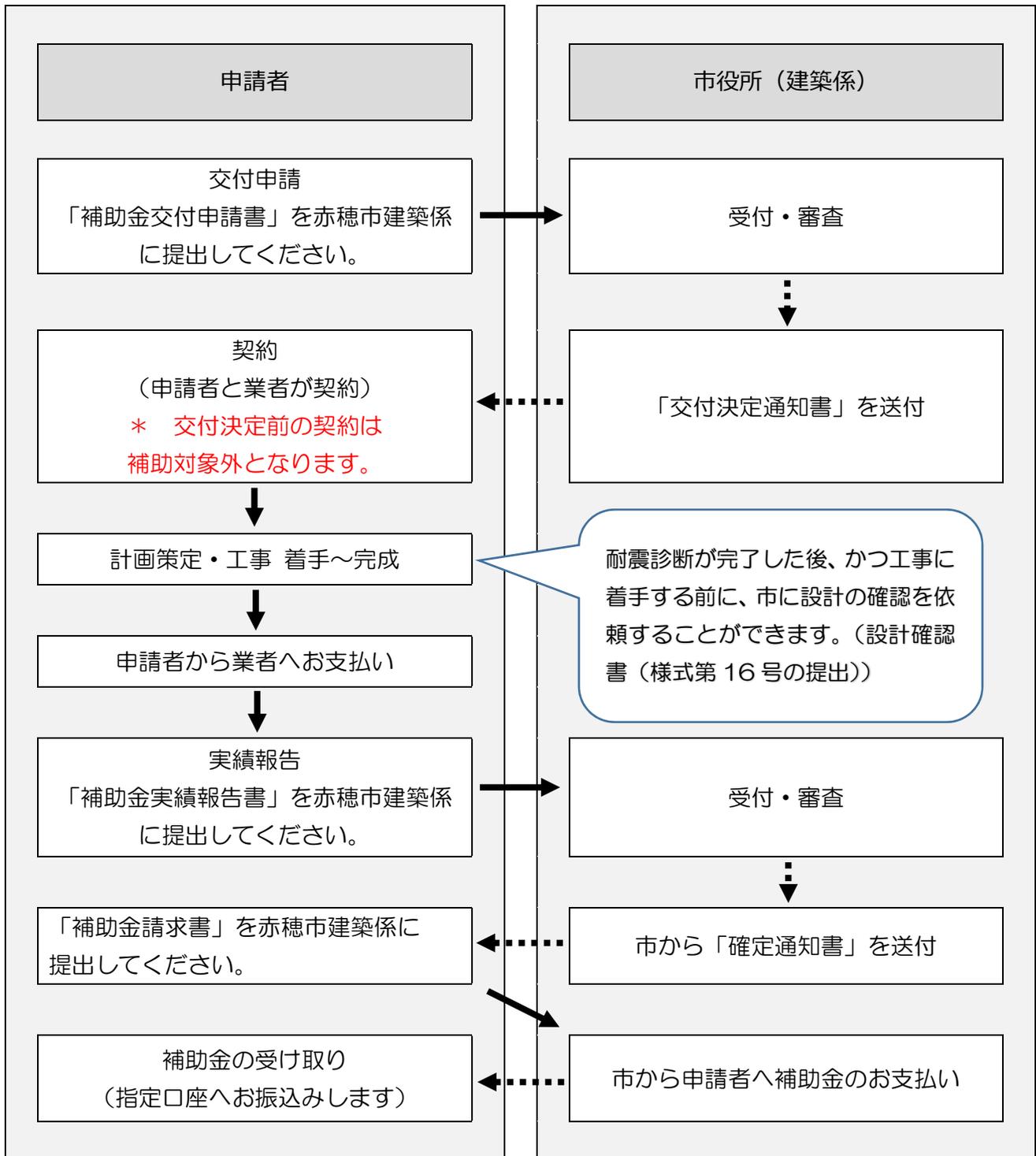
3. 補助金額

対象となる費用の 4/5（上限：50 万円）

- * 耐震診断の結果、上部構造評点が 0.7 以上又は Is 値が 0.3 以上であることが確認できたため、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事を実施しない場合は、3.3 万円



4. 補助金交付までの流れ



* 交付決定通知後に事業内容の変更があった場合は、別途変更手続等が必要です。



5. 申請書類等について

交付申請、実績報告に必要な様式は市ホームページでダウンロードすることができます。

① 交付申請 提出書類一覧

- チェックシート
- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 様式第耐震簡1号（耐震改修住宅概要書）
- 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し
 - (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証
 - (2) 住宅の登記事項証明書
 - (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）
 - (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類
- 所得証明書の写し
- 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
- 改修工事を実施する事業者の住宅改修業者登録制度による登録証（写し）又は事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類（写し。ただし木造戸建住宅に限る）
- 様式第耐震5-1号（耐震改修工事实績公表同意書）
- 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）

② 実績報告 提出書類一覧

- チェックシート
- 補助事業実績報告書（様式第11号）
- 様式第耐震簡2号（補助金精算書）
- 交付決定通知書の写し
- 様式第耐震簡3号（耐震診断報告書）
- 住宅耐震改修に係る図書
 - (1) 配置図
 - (2) 平面図、立面図（耐震改修前後）
 - (3) その他耐震改修工事内容が確認できる図書
- 様式第耐震簡4号（耐震改修工事実施確認書）
- 耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し等
- 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し
- 様式第耐震5-2号（耐震改修工事实績公表内容報告書）
- 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）
- 補助金請求書（様式第13号）